

お知らせ

2007年2月7日
株式会社 三菱総合研究所

改正消費生活用製品安全法の説明会を開催

～ 製品事故情報の報告・公表制度が始まります ～

株式会社三菱総合研究所（代表取締役社長 田中将介 東京都千代田区大手町二丁目3番6号）は、経済産業省より委託を受け「改正消費生活用製品安全法の説明会」を、全国6箇所で開催いたします。本説明会では、経済産業省より、改正消安法を解説していただく予定でございます。

消費生活用製品安全法（以下、消安法）は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的として1974年3月に施行されました。

2006年11月、第165回臨時国会において、消安法の改正法が全会一致で成立し、2006年12月6日に公布されました。現在、経済産業省により、今春の施行を目指して、政令及び省令の整備が進められています。

今回の法改正に伴い、消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者は、製品による重大な事故（重大製品事故）の発生を知ったときには、製品の名称や事故内容等を経済産業大臣に報告することが義務付けられ、経済産業大臣はその内容を公表することとなっております。

つきましては、改正消安法の概要について、関係各位にご理解いただくことを目的として、株式会社三菱総合研究所が経済産業省より委託を受け、下記のとおり説明会を開催いたします。説明会におきましては、経済産業省より、消安法改正についてご説明いただき、併せて質疑応答の時間を設けさせていただきます。

関係各位におかれましては、ご多忙中のこととは存じますが、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

< 報道機関ご関係者の方へ >

各説明会について、御取材をご希望される方は、三菱総合研究所 経営企画部・広報グループまで、事前にご連絡ください。

連絡先は、本資料末尾をご覧ください。

記

1. 主催 / 共催：経済産業省 / 株式会社三菱総合研究所
2. 対象者：消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者、販売事業者、消費者 等
3. 参加費：無料
4. 申し込み方法：以下の URL よりお申し込みください。
http://www.mri.co.jp/SEMINAR/2007/20070221_ss701.html
5. プログラム：
 - (1) 消費生活用製品安全法の改正について
 - (2) 質疑応答
6. 開催場所：

開催地	開催日時	開催場所	定員
大阪	2月21日(水) 14:30～16:00	グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場) 大阪市北区中之島5丁目3番51号 http://www.gco.co.jp/japanese.html	500人
新潟	2月26日(月) 14:30～16:00	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター) 新潟市万代島6番1号 http://www.tokimesse.com/	200人
神戸	3月5日(月) 14:30～16:00	神戸市教育会館 神戸市中央区中山手通4丁目10番5号 http://www.kobekhall.com/	200人
名古屋	3月7日(水) 14:30～16:00	名古屋市教育センター 名古屋市熱田区神宮三丁目6番14号 http://www.kyosen.nagoya-c.ed.jp/	500人
京都	3月15日(木) 14:30～16:00	国立京都国際会館 京都市左京区岩倉大鷲町422番地 http://www.icckyoto.or.jp/	200人
札幌	3月19日(月) 14:30～16:00	札幌コンベンションセンター 札幌市白石区東札幌6条1丁目 http://www.sora-scc.jp/	200人

本件に関する問い合わせ先

株式会社 三菱総合研究所 (<http://www.mri.co.jp/>)
〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目3番6号
経営企画部 広報グループ 馬場・山村
電話 03-3277-0003 ファクシミリ 03-3277-3490 メール ccd-mg@mri.co.jp
報道関係者向けサイト「MRIプレスセンター」(<http://www.mri.co.jp/MEDIA/>)
安全政策研究本部 製品安全マネジメントグループ 担当：平川・鈴木
電話 03-3277-0741 ファクシミリ 03-3277-3480 メール hirakawa@mri.co.jp

なお、本資料は「経済産業記者会」及び「経済産業省ペンクラブ」に配布しております。